

流水型ダム環境保全対策検討委員会 規約（案）

（総 則）

第 1 条 本規約は、「流水型ダム環境保全対策検討委員会」（以下、「委員会」という。）の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるものである。

（目 的）

第 2 条 委員会は、「球磨川水系流域治水プロジェクト」に位置づけられた「流水型ダム」（以下、「流水型ダム」という。）について、計画上必要となる治水機能の確保と、「流水型ダム」の事業実施に伴う環境への影響の最小化の両立を目指すことを目的として設置する。

（役 割）

第 3 条 上記目的を達成するため、「流水型ダム」における環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価の手続きの中で、次の事項に関する助言を行うものとする。

- 一. 環境配慮レポート（仮称）の作成
- 二. 環境影響評価方法レポート（仮称）の作成
- 三. 環境影響評価の項目及び手法の選定
- 四. 環境影響評価レポート（仮称）【案】の作成
- 五. 環境影響評価レポート（仮称）の作成
- 六. 環境影響評価レポート【補正後】（仮称）の作成
- 七. 第 7 条に掲げる事務局の要請に関する事項

（組 織）

第 4 条 委員会は、別表－１の委員をもって構成する。

2. 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとともに、議事進行に当たる。
3. 必要に応じ、委員長の指名する有識者を委員に追加できる。
4. 委員会は、部会を設置し、個別に検討を行うことができる。

（委員会）

第 5 条 委員会は、第 3 条の役割を遂行するために必要と認めた場合、別表－１以外の者の出席を求めることができる。

2. 委員会は、目的に応じたアドバイザーに対して、意見聴取を行うことができる。
3. 委員長が委員会に出席できない場合は、委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、本規約施行日から、第3条各項が完了するまでとする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、変更することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省九州地方整備局川辺川ダム砂防事務所とする。
2. 事務局は委員長の指示を受け、委員会の運営を行う。

(公表)

第8条 委員会の公開方法等については、別途定める公開要領の通りとする。

(規約の改正)

第9条 委員会はこの規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和●年●月●日から施行する。

流水型ダム環境保全検討委員会 委員名簿

担当分野	委員氏名	現 職
鳥類、猛禽類	大田 眞也	日本鳥学会 会員、 日本野鳥の会 会員
魚類	鬼倉 徳雄	九州大学大学院農学研究院 教授
河川工学	萱場 祐一	名古屋工業大学 教授
水環境	楠田 哲也	九州大学 名誉教授
哺乳類	坂田 拓司	私立文徳高等学校 非常勤講師
両生類、爬虫類	坂本 真理子	日本爬虫両棲類学会 会員、 九州両生爬虫類研究会 事務局長
植物	佐藤 千芳	(有) 熊本植物研究所 代表
陸上昆虫類	寺崎 昭典	(同) フィールドリサーチ代表
河川工学	藤田 光一	中央大学研究開発機構 客員教授
底生動物、クモ類、 洞窟性動物	村田 浩平	東海大学農学部 教授

オブザーバー

環境省 九州地方環境事務所 環境対策課長

熊本県 球磨川流域復興局 審議員